

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部規制課（06-4393-6242）
処分課（担当）名	貯蔵又は取扱いを行う場所を管轄する消防署（危険物担当）
処分の名称	休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長承認
概要	地下に埋設された配管は、定期に漏れの点検を実施しなければなりません。危険物の貯蔵及び取扱いが休止され、かつ、保安上支障がないと認められるときは、当該配管の所有者、管理者又は占有者の申請に基づき、漏れの点検期間を延長することができます。
根拠法令等 及び条項	・危険物の規制に関する規則第62条の5の3第2項
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・「既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策に係る運用について」 （平成22年7月8日消防危第144号消防庁危険物保安室長通知） ・「既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策に係る運用について（第1 審査上に関する留意事項）」 （平成22年11月2日消設第602号保安・規制担当課長通知） ・審査基準は、大阪市ホームページにそれぞれ掲載しています。 （http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/page/0000307817.html）
標準処理期間	5日
経由日数	なし
提出先	貯蔵又は取扱いを行う場所を管轄する消防署（危険物担当）
提出時期	漏れの点検期間を延長しようとするとき
提出方法	所有者、管理者又は占有者は、休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請書（危険物の規制に関する規則 別記様式第43）による申請書2通及び関係図書を添付し大阪市長（貯蔵又は取扱いを行う場所を管轄する消防署危険物担当）あて提出してください。
手数料	なし
相談窓口	貯蔵又は取扱いを行う場所を管轄する消防署（危険物担当）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	